

大阪市告示第1012号

中之島五丁目地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したため、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項及び土地区画整理法施行規則（昭和 30 年建設省令第 5 号）第 3 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 23 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 施行者の名称

中之島五丁目地区土地区画整理事業 共同施行者

2 事業施行期間

令和 4 年 12 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

3 施行地区

大阪市北区中之島五丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

中之島五丁目地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地

大阪市中央区本町四丁目 1 番 13 号 株式会社竹中工務店内

6 施行認可の年月日

令和 4 年 12 月 1 日

7 変更認可の年月日

令和 7 年 7 月 23 日

（都市整備局市街地整備部区画整理課）